## 評議員会の法定決議事項(\*:評議員総数の2/3以上の多数をもって特別決議)

- 定款の変更\*
- 理事の選任
- 監事の選任
- 理事の解任
- 監事の解任\*
- 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)の承認
- 理事及び監事の損害賠償責任の免除\*(全評議員の同意)
- 理事及び監事の損害賠償責任の一部免除\*
- 理事及び監事の報酬等の額
- 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の承認
- 法人の解散\*
- 合併契約の承認\*
- 社会福祉充実計画の承認
- その他定款等で定めた事項
  - ・財産目録の承認
  - ・残余財産の帰属
  - 基本財産の処分又は担保提供の承認
  - 事業計画及び収支予算(事業計画の変更及び補正予算も含む)の承認
  - ・臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
  - ・基本財産である固定資産の増加又は減少の承認(減価償却等に伴う評価の減少を除く)

## 理事会の法定決議事項(\*:理事総数の2/3以上の多数をもって特別決議)

- 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定
- 理事長及び常務理事の選定及び解職
- 重要な財産の処分及び譲受け
- 多額の借財
- 重要な役割を担う職員の選任及び解任(施設長の任免その他重要な人事)
- 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- 競業及び利益相反取引の承認
- 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書
- 理事会による役員の責任の一部免除
- その他の重要な業務執行の決定

## [定款で定めた事項]

- ・基本財産の処分又は担保提供の承認\*
- ・株式投資又は株式を含む投資信託等のよる管理運用の承認
- ・保有する株式に係る議決権の行使\*
- ・事業計画及び収支予算(事業計画の変更及び補正予算) \*
- ・臨機の措置(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄) \*
- ・公益事業及び収益事業の運営に関する事項\*
  - (注)公益事業及び収益事業を行う場合は、定款例に従い定款に規定する必要が ある。

## [経理規程で定めた事項]

・基本財産である固定資産の増加又は減少(減価償却等に伴う評価の減少を除く)\*

理事長専決規程において「日常の業務として理事会が定めるもの」として理事 長専決とされている事項以外の事項 ⇒ 理事長専決ができない事項

- ・債権の免除・効力の変更のうち、法人運営に重大な影響を与えるもの
- ・資金の借入(設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のものを 除く)に関すること
- ・ 工事又は製造の請負の契約については予定価格が 250 万円を超える契約、食料品・物品等の買入れの契約については予定価格が 160 万円を超える契約、その他の契約については 100 万円を超える契約
- ・基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの 処分のうち、法人運営に重大な影響を与えるもの
- ・損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐 えないと認められる物品の売却又は廃棄のうち、法人運営に重大な影響 を与えるもの
- ・ 寄附金の受入れに関する決定のうち、法人運営に重大な影響を与えるもの
- ・ 規則・要綱等の制定又は改廃
- ・ 法人・施設運営の基本方針

経理規程において「理事会において理事総数の三分の二以上の同意及び評議員 会の承認が必要」とされている事項 ⇒ 理事長専決ができない事項

・基本財産である固定資産の増加又は減少(減価償却等に伴う評価の減少 を除く)